

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【四半期会計期間】	第96期第3四半期（自平成25年10月1日至平成25年12月31日）
【会社名】	株式会社豊和銀行
【英訳名】	THE HOWA BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 権藤 淳
【本店の所在の場所】	大分市王子中町4番10号
【電話番号】	097(534)2611（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 佐藤 俊明
【最寄りの連絡場所】	大分市王子中町4番10号
【電話番号】	097(534)2611（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 佐藤 俊明
【縦覧に供する場所】	株式会社豊和銀行福岡支店 （福岡市博多区中洲5丁目4番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神2丁目14番2号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

		第95期 第3四半期 連結累計期間 (自 平成24年 4月1日 至 平成24年 12月31日)	第96期 第3四半期 累計期間 (自 平成25年 4月1日 至 平成25年 12月31日)	第95期 (自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)
経常収益	百万円	8,711	8,834	11,614
経常利益	百万円	1,130	1,139	875
四半期純利益	百万円	1,196	936	
当期純利益	百万円			787
四半期包括利益	百万円	1,401		
包括利益	百万円			
持分法を適用した場合の 投資利益	百万円			
資本金	百万円		12,495	12,495
発行済株式総数	千株		普通株式 59,444 優先株式 18,000	普通株式 59,444 優先株式 18,000
純資産額	百万円	19,477	20,110	19,821
総資産額	百万円	538,763	560,247	540,072
1株当たり四半期純利益 金額	円	20.24	15.85	
1株当たり当期純利益金 額	円			6.89
潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額	円	4.92	3.97	
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円			2.45
1株当たり配当額	円			普通株式 1.00 A種優先株式 35.00 B種優先株式 8.00 C種優先株式 16.30
自己資本比率	%	3.61	3.58	3.67

		第95期 第3四半期 連結会計期間 (自 平成24年 10月1日 至 平成24年 12月31日)	第96期 第3四半期 会計期間 (自 平成25年 10月1日 至 平成25年 12月31日)
1株当たり四半期純利益 金額	円	8.33	7.84

- (注) 1. 平成25年8月26日に連結子会社でありました株式会社ほうわバンクカードの清算手続きが終了しており、第96期第3四半期会計期間末において連結子会社が存在していないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。そのため、第95期第3四半期連結累計(会計)期間は連結経営指標等を、第96期第3四半期累計(会計)期間及び第95期は提出会社個別の経営指標等を記載しております。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 第95期第3四半期連結累計期間は、四半期連結財務諸表を作成しているため、また第96期第3四半期累計期間及び第95期については、関連会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。
4. 第3四半期累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 自己資本比率は、( (四半期) 期末純資産の部合計 - (四半期) 期末新株予約権 - (四半期) 期末少数株主持分 ) を (四半期) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

## 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当行が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、連結子会社の株式会社ほうわバンクカードは、平成25年4月30日に解散決議を行い、平成25年8月26日に清算手続きを結了したため、クレジットカード業務は行っていません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当行が判断したものである。

#### (1)業績の状況

##### 経営成績の分析

当第3四半期累計期間の経営成績につきましては、経常収益は88億34百万円となりました。

一方、経常費用は76億95百万円となりました。

この結果、経常利益は11億39百万円となり、四半期純利益は9億36百万円となりました。

なお、当行は、前第3四半期累計期間は四半期連結財務諸表を作成し、四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

##### 財政状態の状況

預金（譲渡性預金を含む）は、法人・個人とも堅調に増加したことにより、前事業年度末比131億18百万円増加し、5,145億89百万円となりました。

貸出金は、資金需要が低迷する中、貸出金の増強に努めたものの、前事業年度末比45億61百万円減少し、

3,832億58百万円となりました。

有価証券は、前事業年度末比185億56百万円増加し、1,202億59百万円となりました。

総資産は、前事業年度末比201億75百万円増加し、5,602億47百万円となりました。

##### 国内・国際業務部門別収支

国内業務部門では、資金運用収支は6,171百万円、役務取引等収支は468百万円、その他業務収支は158百万円となり、国際業務部門では、資金運用収支は101百万円、役務取引等収支は2百万円、その他業務収支は12百万円となりました。

合計では、資金運用収支6,273百万円、役務取引等収支は471百万円、その他業務収支は171百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	6,171	101	6,273
うち資金運用収益	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	6,882	124	22 6,984
うち資金調達費用	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	710	23	22 710
役務取引等収支	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	468	2	471
うち役務取引等収益	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	1,185	4	1,190
うち役務取引等費用	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	716	1	718
その他業務収支	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	158	12	171
うちその他業務収益	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	302	12	315
うちその他業務費用	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	144	-	144

(注) 1. 「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

2. 「うち資金運用収益」及び「うち資金調達費用」の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3. 前第3四半期累計期間は、四半期連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

国内・国際業務部門別役務取引の状況  
役務取引等収益は1,190百万円となりました。  
役務取引等費用は718百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	1,185	4	1,190
うち預金・貸出業務	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	348	-	348
うち為替業務	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	315	4	319
うち証券関連業務	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	32	-	32
うち代理業務	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	55	-	55
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	5	-	5
うち保証業務	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	24	-	24
うち保険窓販業務	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	237	-	237
うち投信窓販業務	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	166	-	166
役務取引等費用	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	716	1	718
うち為替業務	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	60	1	62
うち保証業務	前第3四半期累計期間	-	-	-
	当第3四半期累計期間	560	-	560

(注) 1. 「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。  
2. 前第3四半期累計期間は、四半期連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

国内・国際業務部門別預金残高の状況  
預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期会計期間	-	-	-
	当第3四半期会計期間	508,435	475	508,910
うち流動性預金	前第3四半期会計期間	-	-	-
	当第3四半期会計期間	171,651	-	171,651
うち定期性預金	前第3四半期会計期間	-	-	-
	当第3四半期会計期間	334,047	-	334,047
うちその他	前第3四半期会計期間	-	-	-
	当第3四半期会計期間	2,736	475	3,211
譲渡性預金	前第3四半期会計期間	-	-	-
	当第3四半期会計期間	5,679	-	5,679
総合計	前第3四半期会計期間	-	-	-
	当第3四半期会計期間	514,114	475	514,589

(注) 1. 「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。  
2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金  
3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金  
4. 前第3四半期会計期間は、四半期連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

国内・海外別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前第3四半期会計期間		当第3四半期会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	-	-	383,258	100.00
製造業	-	-	18,134	4.73
農業、林業	-	-	563	0.15
漁業	-	-	120	0.03
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	1,493	0.39
建設業	-	-	21,410	5.59
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	6,975	1.82
情報通信業	-	-	3,254	0.85
運輸業、郵便業	-	-	10,081	2.63
卸売業、小売業	-	-	28,481	7.43
金融業、保険業	-	-	21,585	5.63
不動産業、物品賃貸業	-	-	70,350	18.36
各種サービス業	-	-	64,710	16.88
地方公共団体	-	-	42,759	11.16
その他	-	-	93,337	24.35
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	-	-	383,258	-

（注）前第3四半期会計期間は、四半期連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当行が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
A種優先株式	6,000,000
B種優先株式	3,000,000
C種優先株式	9,000,000
計	218,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	59,444,900	59,444,900	福岡証券取引所	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 (注)3~5
A種優先株式	6,000,000	6,000,000	非上場	(注)3~6
B種優先株式	3,000,000	3,000,000	非上場	(注)3~5、7、9
C種優先株式 (行使価額修正条項付新株 予約権付社債 券等)	9,000,000	9,000,000	非上場	(注)1~5、8、9
計	77,444,900	77,444,900	-	-

(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
  - (2) 取得価額の修正の基準及び頻度  
修正の基準：福岡証券取引所の終値(5連続取引日平均)  
修正の頻度：毎月第3金曜日の翌取引日
  - (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限  
取得価額の下限：90円50銭  
取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限：  
99,447,513株(提出日現在におけるC種優先株式の発行済株式総数9,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の167.29%)
  - (4) 当行の決定によるC種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項が付されております。
2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
所有者との間の取決めはありません。
  - (2) 当行の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
所有者との間の取決めはありません。
3. 単元株式数は1,000株であります。
4. A種優先株式は会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしてあります。普通株式、B種優先株式及びC種優先株式は会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしておりません。
5. A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、普通株式に比べ配当を優先していることから、議決権において普通株式とは異なる定款の定めをしてあります。
6. A種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) A種優先配当金  
当行は、定款第38条に定める期末の剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式の払込金額に3.50%(平成19年3月31日に終了する事業年度にかかる期末の剰余金の配当の場合は、年率3.50%に基づき払込期日から平成19年3月31日までの間の日数(初日と最終日を含む。)につき1年を365日とする日割計算により算出される割合とし、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。)を乗じた額の金銭(以下「A種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該事業年度において下記(4)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
  - (2) 非累積条項  
ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
  - (3) 非参加条項  
A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
  - (4) A種優先中間配当金  
当行は、定款第39条に定める中間配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。
  - (5) 残余財産の分配  
当行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000円の金銭を支払う。A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

- (6) 議決権  
A種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。
- (7) 種類株主総会  
法令に別段の定めがある場合を除き、当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (8) 株式の併合又は分割等  
法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
- (9) 取得条項  
当行は、当行取締役会が定める日(ただし、平成29年4月1日以降の日に限る。)をもってA種優先株式の全部又は一部を取得することができ、これと引換えに、A種優先株式1株につき1,000円の金銭を交付するものとする。当行がA種優先株式の一部を取得する場合は、取得するA種優先株式はあん分比例の方法により決定し、あん分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。
- (10) 譲渡制限  
A種優先株式を譲渡により取得することについては当行取締役会の承認を要する。
7. B種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) B種優先配当金  
当行は、定款第38条に定める期末の剰余金の配当を行うときは、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先株式の払込金額の0.80%(平成19年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、年率0.80%に基づき払込の日から平成19年3月31日までの間の日数(初日と最終日を含む。))につき1年を365日とする日割計算により算出される割合とし、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。)に相当する額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を以下「B種優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記(4)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- (2) 非累積条項  
ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (3) 非参加条項  
B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- (4) B種優先中間配当金  
当行は、定款第39条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額(平成18年9月30日を基準日とする中間配当の場合は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。)の金銭(以下「B種優先中間配当金」という。)を支払う。
- (5) 残余財産の分配  
当行は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき1,000円の金銭を支払う。B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。
- (6) 議決権  
B種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。
- (7) 株式の併合又は分割等  
法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。B種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
- (8) 取得請求権  
取得請求権  
B種優先株主は、下記に定めるB種優先株式の取得を請求することができる期間(以下「取得請求期間」という。)中、当行がB種優先株式を取得するのと引換えに下記及びに定める算出方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。  
B種取得請求期間  
平成21年7月1日から平成32年3月31日までとする。  
取得と引換えに交付すべき普通株式数  
B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。  
取得と引換えに交付すべき普通株式  
= B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の払込金額の総額 ÷ B種取得価額  
取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、会社法167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。  
当初B種取得価額  
当初B種取得価額は、平成21年6月30日(以下「B種取得価額決定日」という。)における普通株式の時価又は普通株式1株当たり純資産額のいずれか低い金額とする。ただし、当初B種取得価額が35円(ただし、下記)の調整を受ける。)(以下「下限当初B種取得価額」という。)を下回る場合は、当初B種取得価額は下限当初B種取得価額とする。  
普通株式の時価とは、B種取得価額決定日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記15取引日の間に、下記に定めるB種取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は下記に準じて調整される。また、普通株式1株当たり純資産額とは、次の算式により算出される額をいい、普通株式1株当たり純資産額の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。  
普通株式1株当たり純資産額 = (A - B) ÷ (C - D)  
上記の算式におけるA、B、C及びDは、それぞれ以下を意味する。  
A: B種取得価額決定日の直前の当行事業年度の末日における「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成される連結財務諸表の純資産の部の合計金額から、同連結財務諸表の少数株主持分の金額並びに当行による直前の事業年度中の日を基準日とする普通株式以外の種類株式に係る金銭による剰余金の配当のうち、当行の事業年度の末日経過後に支払われる金銭による剰余金の配当の額を控除した金額

B：B種取得価額決定日において当行が発行している普通株式以外の種類株式（B種優先株式を含む。）の  
払込金額の総額

C：B種取得価額決定日における当行の発行済普通株式総数

D：B種取得価額決定日における当行及び当行の連結子会社（「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に  
関する規則」第5条に従い、連結の範囲に含まれる当行の子会社をいう。）が保有する当行の普通株  
式数

取得価額の調整

B種優先株式発行後、下記(イ)乃至(ホ)のいずれかに該当する場合には、次に定める算式(以下「B種取  
得価額調整式」という。)によりB種取得価額を調整するものとする。

調整後B種取得価額＝調整前B種取得価額×{(既発行普通株式数－自己株式数)＋(新規発行・処分  
普通株式数×1株当たり払込金額÷1株当りの時価)}÷{(既発行普通株式数－自己株  
式数)＋新規発行・処分普通株式数}

(イ) B種取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当行が保有する普通株  
式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）(ただし、下記(ハ)記載の証券(権利)の取得と引換  
え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記(ニ)記  
載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の  
場合を除く。)

調整後B種取得価額は、払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生  
日)の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用す  
る。

(ロ) 株式の分割の場合

調整後B種取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。なお、株式の分割の場合  
のB種取得価額調整式における「新規発行・処分普通株式数」とは株式の分割により増加する普通株式数  
を意味するものとし、また、「(既発行普通株式数－自己株式数)」は、「既発行普通株式数」と読み替  
えるものとする。

(ハ) B種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式又は当行の普通株式の交付を請  
求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることが  
できる証券(権利)を発行する場合（無償割当ての場合を含む。)

調整後B種取得価額は、その払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力  
発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証  
券(権利)の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で、取得されたものとみな  
して(当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証  
券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、さらに当該新株予約権の全てがその日に有  
効な行使価額で行使されたものとみなして)、その払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行  
う場合は、その効力発生日)の翌日以降、また募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の  
翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得又は行使価額がその払込がなされた日(基準日を定めず  
に無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定  
しない場合、調整後B種取得価額は、当該取得及び行使価額が決定される日(以下本(ハ)において「価  
額決定日」という。)に、発行される証券(権利)の全額が、当該取得価額で、取得されたものとみな  
して(当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証  
券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、さらに当該新株予約権の全てが当該行使価額  
で行使されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(ハ)において「価額」と  
は、発行される証券(権利)の払込金額(新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)  
又は取得させることができる証券(権利)の場合、当該証券(権利)の払込金額と新株予約権の行使に際  
して出資される財産の価額との合計額)から取得(又は行使)に際して当該証券(権利)(又は新株予約  
権)の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した額をい  
うものとする。

(ニ) B種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式、又は、当行の普通株式を交付  
することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式、の交付を請求できる新株予約  
権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合（無償割当ての場合を含  
む。)

調整後B種取得価額は、かかる新株予約権の割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その  
効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予  
約権の全てが、その日に有効な行使価額で、行使されたものとみなして(当行の普通株式を交付すること  
と引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約  
権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、割当日(基  
準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、また募集又は無償割当てのため  
の基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使又は取得価額がその割当日  
(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)又は募集若しくは無償割当てのため  
の基準日において確定しない場合、調整後B種取得価額は、当該行使及び取得価額が決定される日(以下、本  
(ニ)において「価額決定日」という。)に、発行される全ての新株予約権が、当該行使価額で、行使さ  
れたものとみなして(当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させること  
ができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な  
取得価額で取得されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(ニ)において「価  
額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計  
額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産を控  
除した金額を交付される普通株式数で除した額をいう。

(ホ) 株式の併合により普通株式数を変更する場合

調整後B種取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。B種取得価額調整式で使用する  
「新規発行・処分普通株式数」は、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用  
するものとする。

(ヘ) B種取得価額調整式における「1株当たり払込金額」とは、それぞれ以下のとおりとする。

(a) 上記(イ)の場合 当該払込金額(無償割当ての場合は0円)

(b) 上記(ロ)の場合 0円

(c) 上記(ハ)の場合 上記(ハ)に定める価額

(d) 上記(ニ)の場合 上記(ニ)に定める価額

(e) 上記(ホ)の場合 0円

(ト) 上記(イ)乃至(ホ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開  
催される当行の株主総会における一定の事項(ただし、(ロ)については、剰余金の額を減少して、資本  
金又は準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後B種取得価  
額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

- (チ)上記(イ)乃至(ホ)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当行取締役会が判断する合理的なB種取得価額に変更される。
- (a)合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のためにB種取得価額の調整を必要とするとき。
- (b)その他当銀行の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってB種取得価額の調整を必要とするとき。
- (c)B種取得価額の調整事由が2つ以上相相して発生し、一方の事由に基づく調整後B種取得価額の算出に関して使用すべき1株当りの時価が他方の事由によって影響されているとき。
- (リ)B種取得価額調整式における「時価」とは、調整後B種取得価額の適用の基準となる日に先立つ20取引日に始まる15取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記15取引日の間に、上記(イ)乃至(ホ)に定めるB種取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本 に準じて調整される。
- (ヌ)B種取得価額調整式で使用する「調整前B種取得価額」とは、調整後B種取得価額を適用する日の前日において有効なB種取得価額とする。
- (ル)B種取得価額調整式で使用する「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」とは、基準日がない場合は調整後B種取得価額を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における発行済普通株式数から自己株式数を控除した数とする。
- (ヲ)調整後B種取得価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ワ)B種取得価額調整式により算出された調整後B種取得価額と調整前B種取得価額との差額が1円未満の場合は、B種取得価額の調整は行わないものとする。ただし、その後B種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、B種取得価額を算出する場合には、B種取得価額調整式中の調整前B種取得価額に代えて調整前B種取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (9)取得条項  
当行は、B種取得請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会が定める日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得し、これと引換えに、B種優先株式1株の払込金額相当額を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式の時価とは、一斉取得日に先立つ20取引日に始まる15取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値がB種取得請求期間の末日において有効なB種取得価額の70%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「下限一斉B種取得価額」という。)を下回るときは、B種優先株式1株の払込金額相当額を下限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとし、当該平均値がB種取得請求期間の末日において有効なB種取得価額の100%に相当する額(以下「上限一斉B種取得価額」という。)を上回るときは、B種優先株式1株の払込金額相当額を上限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付すべき普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。
8. C種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) C種優先配当金  
当行は、定款第38条に定める期末の剰余金の配当を行うときは、C種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先株式の払込金額に下記(イ)又は(ロ)に定める配当年率を乗じた額の金銭(以下「C種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該事業年度において下記(4)に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- (イ)平成19年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当から平成21年3月31日を基準日とする期末の剰余金配当までの配当年率  
年率1.84%(平成19年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、年率1.84%に基づき払込の日から平成19年3月31日までの間の日数(初日と最終日を含む。)につき1年を365日とする日割計算により算出される割合とし、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。)
- (ロ)平成22年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当以降の配当年率  
日本円TIBOR(6か月物)+1.20%  
ここにおいて「日本円TIBOR(6か月物)」とは、各事業年度の4月1日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)及び10月1日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)において、午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。ただし、上記いずれかの日において、午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)が公表されない場合は、同日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR6か月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを、日本円TIBOR(6か月物)の算出において用いるものとする。配当年率は、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てる。
- (2)非累積条項  
ある事業年度において、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (3)非参加条項  
C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- (4)優先中間配当金  
当行は、定款第39条に定める中間配当を行うときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先配当金の2分の1に相当する額を上限とする金銭(以下「C種優先中間配当金」という。)を支払う。
- (5)残余財産の分配  
当行は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき1,000円の金銭を支払う。C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。
- (6)議決権  
C種優先株主は、取締役の選任及び解任に係る議案を除き、株主総会において、議決権を有さない。ただし、定時株主総会にC種優先配当金の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会よりC種優先配当金の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時からC種優先配当金の支払を受ける旨の決議がなされるまでの間は全ての議案について議決権を有するものとする。
- (7)株式の併合又は分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。C種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

(8) 取得請求権

取得請求権

C種優先株主は、下記に定めるC種優先株式の取得を請求することができる期間(以下「C種取得請求期間」という。)中、当行がC種優先株式を取得すると引換えに下記及びに定める算出方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。

C種取得請求期間

平成20年4月1日から平成32年4月1日までとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式

= C種優先株主が取得を請求したC種優先株式の払込金額の総額 ÷ C種取得価額

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、会社法167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。

当初C種取得価額

当初C種取得価額は、C種取得請求期間開始日の前日まで(当該日を含む。)の5連続取引日(ただし、福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は気配表示とする。以下「終値」という。)のない日を除き、C種取得請求期間開始日の前日が取引日でない場合には、当該日の直前の終値のある取引日までの5連続取引日とする。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、当初C種取得価額が発行決議日まで(当該日を含む。)の5連続取引日の毎日の終値の平均値の50%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、下記による調整を受ける。以下「下限C種取得価額」という。)を下回る場合には、当初C種取得価額は下限C種取得価額とする。

C種取得価額の修正

C種取得請求期間の開始後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、C種取得価額は、決定日まで(当該日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日を除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「決定日価額」という。)に修正される。時価算定期間内に下記に定めるC種取得価額の調整事由が生じた場合には、修正後のC種取得価額は当行が適当と判断する金額に調整される。ただし、決定日価額が下限C種取得価額を下回る場合には、修正後のC種取得価額は下限C種取得価額とする。

C種取得価額の調整

C種優先株式発行後、下記(イ)乃至(ホ)のいずれかに該当する場合には、次に定める算式(以下「C種取得価額調整式」という。)によりC種取得価額を調整するものとする。

調整後C種取得価額 = 調整前C種取得価額 × { (既発行普通株式数 - 自己株式数) + (新規発行・処分普通株式数 × 1株当たり払込金額 ÷ 1株当りの時価) } ÷ { (既発行普通株式数 - 自己株式数) + 新規発行・処分普通株式数 }

(イ) C種取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当銀行が保有する普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、下記(ハ)記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記(ニ)記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)

調整後C種取得価額は、払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式の分割の場合

調整後C種取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。なお、株式の分割の場合のC種取得価額調整式における「新規発行・処分普通株式数」とは株式の分割により増加する普通株式数を意味するものとし、また、「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」は、「既発行普通株式数」と読み替えるものとする。

(ハ) C種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式又は当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後C種取得価額は、その払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で、取得されたものとみなして(当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、さらに当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして)、その払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、また募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得又は行使価額がその払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後C種取得価額は、当該取得及び行使価額が決定される日(以下本(ハ)において「価額決定日」という。)に、発行される証券(権利)の全額が、当該取得価額で、取得されたものとみなして(当銀行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、さらに当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(ハ)において「価額」とは、発行される証券(権利)の払込金額(新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、当該証券(権利)の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額)から取得(又は行使)に際して当該証券(権利)(又は新株予約権)の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した額をいうものとする。

(ニ) C種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式、又は、当銀行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式、の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後C種取得価額は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な行使価額で、行使されたものとみなして（当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、また募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使又は取得価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後C種取得価額は、当該行使及び取得価額が決定される日（以下、本（二）において「価額決定日」という。）に、発行される全ての新株予約権が、当該行使価額で、行使されたものとみなして（当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本（二）において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した額をいう。

(ホ) 株式の併合により普通株式数を変更する場合

調整後C種取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。C種取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」は、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用するものとする。

(ヘ) C種取得価額調整式における「1株当り払込金額」とは、それぞれ以下のとおりとする。

- (a) 上記(イ)の場合 当該払込金額(無償割当ての場合は0円)
- (b) 上記(ロ)の場合 0円
- (c) 上記(ハ)の場合 上記(ハ)に定める価額
- (d) 上記(ニ)の場合 上記(二)に定める価額
- (e) 上記(ホ)の場合 0円

(ト) 上記(イ)乃至(ホ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項（ただし、(ロ)については、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後C種取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

(チ) 上記(イ)乃至(ホ)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当銀行取締役会が判断する合理的なC種取得価額に変更される。

- (a) 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のためにC種取得価額の調整を必要とするとき。
- (b) その他当行の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってC種取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) C種取得価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後C種取得価額の算出に関して使用すべき1株当りの時価が他方の事由によって影響されているとき。

(リ) C種取得価額調整式における「時価」とは、調整後C種取得価額の適用となる日の前日まで（当該日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日を除き、当該日が取引日でない場合には、当該日の直前の終値のある取引日までの5連続取引日とする。）の毎日の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(ヌ) C種取得価額調整式で使用する「調整前C種取得価額」とは、調整後C種取得価額を適用する日の前日において有効なC種取得価額とする。

(ル) C種取得価額調整式で使用する「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」とは、基準日がない場合は調整後C種取得価額を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における発行済普通株式数から自己株式数を控除した数とする。

(ヲ) 調整後C種取得価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ワ) C種取得価額調整式により算出された調整後C種取得価額と調整前C種取得価額との差額が1円未満の場合は、C種取得価額の調整は行わないものとする。ただし、その後C種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、C種取得価額を算出する場合には、C種取得価額調整式中の調整前C種取得価額に代えて調整前C種取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求書及びC種優先株式の株券が取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、C種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(9) 取得条項

当行は、C種取得請求期間中に取得請求のなかったC種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会が定める日をもって取得し、これと引換えに、C種優先株式1株の払込金額相当額をその前取引日まで（当該日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日を除き、当該日が取引日でない場合には、当該日の直前の終値のある取引日までの5連続取引日とする。）の毎日の終値の平均値（円位未満第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、当該平均値が下限C種取得価額を下回るときは、C種優先株式1株につきその払込金額相当額を下限C種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付すべき普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

9. 「提出日現在発行数」欄には、平成26年2月1日からこの四半期報告書提出日までのB種優先株式及びC種優先株式の取得請求により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日	-	77,444	-	12,495	-	1,350

(6) 【大株主の状況】  
当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 6,000,000 B種優先株式 3,000,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	C種優先株式 9,000,000	C種優先株式 9,000	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 350,000	-	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 58,319,000	普通株式 58,319	同上
単元未満株式	普通株式 775,900	-	同上
発行済株式総数	77,444,900	-	-
総株主の議決権	-	67,319	-

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が10,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄に同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が10個含まれております。

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社豊和銀行	大分市王子中町4番10号	350,000	-	350,000	0.58
計	-	350,000	-	350,000	0.58

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は発行済普通株式の総数であります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

#### 第4【経理の状況】

1. 当行の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。  
なお、前第3四半期累計期間は四半期連結損益計算書を作成していたため、比較情報である前第3四半期累計期間の四半期損益計算書は記載しておりません。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(自平成25年10月1日 至平成25年12月31日)及び第3四半期累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
3. 当行は、平成25年8月26日に連結子会社でありました株式会社ほうわバンクカードの清算手続きが終了し、子会社がなくなったことから、第2四半期会計期間より四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	44,511	48,118
有価証券	<sup>2</sup> 101,703	<sup>2</sup> 120,259
貸出金	<sup>1</sup> 387,819	<sup>1</sup> 383,258
外国為替	955	545
その他資産	2,772	3,106
有形固定資産	8,393	8,510
無形固定資産	141	178
繰延税金資産	1,372	1,434
支払承諾見返	1,049	860
貸倒引当金	8,541	6,025
投資損失引当金	107	-
資産の部合計	540,072	560,247
<b>負債の部</b>		
預金	501,471	508,910
譲渡性預金	-	5,679
借入金	7,037	13,800
社債	6,700	6,700
その他負債	2,537	2,925
賞与引当金	114	59
退職給付引当金	91	-
睡眠預金払戻損失引当金	178	133
再評価に係る繰延税金負債	1,070	1,068
支払承諾	1,049	860
負債の部合計	520,251	540,137
<b>純資産の部</b>		
資本金	12,495	12,495
資本剰余金	1,350	1,350
利益剰余金	3,723	4,225
自己株式	80	82
株主資本合計	17,489	17,989
その他有価証券評価差額金	551	346
土地再評価差額金	1,779	1,774
評価・換算差額等合計	2,331	2,121
純資産の部合計	19,821	20,110
負債及び純資産の部合計	540,072	560,247

( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

( 単位 : 百万円 )

	当第3四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
経常収益	8,834
資金運用収益	6,984
(うち貸出金利息)	6,180
(うち有価証券利息配当金)	779
役務取引等収益	1,190
その他業務収益	315
その他経常収益	<sup>1</sup> 345
経常費用	7,695
資金調達費用	710
(うち預金利息)	499
役務取引等費用	718
その他業務費用	144
営業経費	4,477
その他経常費用	<sup>2</sup> 1,644
経常利益	1,139
特別利益	0
その他の特別利益	0
特別損失	15
固定資産処分損	14
減損損失	0
税引前四半期純利益	1,124
法人税、住民税及び事業税	164
法人税等調整額	22
法人税等合計	187
四半期純利益	936

【注記事項】

(会計上の見積りの変更)

第1四半期会計期間より、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、予想損失額の精緻化を図るためキャッシュ・フロー見積法(当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額等と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法)へ変更しております。

この変更により、貸倒引当金繰入額及び貸倒引当金は18百万円減少、経常利益及び税引前四半期純利益は18百万円増加しております。

(四半期貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日)
破綻先債権額	1,192百万円	3,507百万円
延滞債権額	12,274百万円	8,321百万円
3ヵ月以上延滞債権額	-百万円	-百万円
貸出条件緩和債権額	83百万円	81百万円
合計額	13,550百万円	11,909百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日)
	8,332百万円	8,050百万円

(四半期損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	当第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
償却債権取立益	160百万円
株式等売却益	27百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	当第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
貸出金償却	1,307百万円
貸倒引当金繰入額	161百万円
債権売却損	106百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

なお、前第3四半期累計期間については、四半期連結財務諸表の注記事項として記載していたため、記載しておりません。

	当第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
減価償却費	223百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間については、四半期連結財務諸表の注記事項として記載していたため、記載しておりません。

当第3四半期累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月 27日 定時株主総 会	普通株式	59	1.0	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
	A種優先株式	210	35.0	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
	B種優先株式	24	8.0	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
	C種優先株式	146	16.3	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

会社の事業の運営において重要なものであり、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められるものではありません。

(有価証券関係)

会社の事業の運営において重要なものであり、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。  
時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は含まれておりません。  
前事業年度については、連結財務諸表における注記事項として記載していたため、記載しておりません。

1. 満期保有目的の債券  
当第3四半期会計期間(平成25年12月31日)  
該当事項はありません。

2. その他有価証券  
当第3四半期会計期間(平成25年12月31日)

	取得原価(百万円)	四半期貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	2,864	2,986	121
債券	96,076	96,568	491
国債	52,289	52,593	303
地方債	11,641	11,708	67
社債	32,146	32,266	120
その他	19,784	19,696	88
合計	118,726	119,251	524

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当第3四半期累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当第3四半期累計期間における減損処理額はありません。  
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当四半期会計期間末の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合は著しく下落したと判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案して判断しております。

(デリバティブ取引関係)

会社の事業の運営において重要なものであり、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められるものではありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

なお、前第3四半期累計期間については、四半期連結財務諸表の注記事項として記載していたため、記載しておりません。

		当第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	15.85
(算定上の基礎)		
四半期純利益	百万円	936
普通株主に帰属しない金額	百万円	-
普通株式に係る四半期純利益	百万円	936
普通株式の期中平均株式数	千株	59,097
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	3.97
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額	百万円	-
普通株式増加数	千株	176,992
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

(金融機能強化法に基づく国の資本参加(入れ換え等)の申請検討開始)

当行は、平成26年1月15日開催の取締役会において、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」(以下、「金融機能強化法」という。)に基づく国の資本参加の申請に向けた検討を開始することを決議いたしました。

1. 申請の検討を開始する目的

平成20年12月改正前の金融機能強化法(以下、「旧法」という。)に基づく資本を償還し、同改正後の金融機能強化法(以下、「新法」という。)に基づく資本への入れ換えを行い、併せて資本基盤の強化を図ることで、地域の中小企業等のお客様に対する一層円滑な資金供給等を行うことで地域経済の更なる活性化を図ることを目的とするものです。

2. 申請の内容

申請の金額、資金の払込み時期、その他の内容につきましては、今後検討してまいります。

(自己株式取得枠の設定に関する取締役会決議)

当行は、平成26年2月14日開催の取締役会において、会社法第156条第1項の規定に基づき、自己株式取得枠の設定の議案を平成26年3月3日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 自己株式取得枠の設定の目的

旧法に基づく資本(C種優先株式)を償還し、新法に基づく資本への入れ換えを行うことを目的とするものです。

2. 取得する株式の種類

C種優先株式

3. 取得する株式の数

上限 9,000,000株

4. 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額

上限 10,000,000,000円の金銭

5. 株式を取得することができる期間

臨時株主総会終結の日から1年間

(資本金及び資本準備金の額の減少に関する取締役会決議)

当行は、平成26年2月14日開催の取締役会において、会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の議案を平成26年3月3日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

前述の自己株式取得枠の設定に関する議案が平成26年3月3日開催予定の臨時株主総会で承認可決された場合に自己株式(C種優先株式)の取得を行うために必要な分配可能額を確保することを目的とするものです。

2. 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額12,495,497,230円のうち8,000,000,000円を減少し、資本金の額を4,495,497,230円といたします。

資本準備金の額1,350,997,350円のうち1,000,000,000円を減少し、資本準備金の額を350,997,350円といたします。

資本金及び資本準備金の減少に伴い、その他資本剰余金が9,000,000,000円増加いたします。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生日

平成26年3月31日

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月14日

株式会社豊和銀行  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥村 勝美 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 行一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川口 輝朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社豊和銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第96期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社豊和銀行の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は以下の取締役会決議を行った。

- 平成26年1月15日開催の取締役会において、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づく国の資本参加の申請に向けた検討を開始すること。
- 平成26年2月14日開催の取締役会において、自己株式取得枠の設定の議案を平成26年3月3日開催予定の臨時株主総会に付議すること。
- 平成26年2月14日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少の議案を平成26年3月3日開催予定の臨時株主総会に付議すること。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。